

平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (総務大臣分)

1. 政治資金監査の結果（概要）

- 今回提出された政治資金監査報告書では、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加（H21年分 91.4% → H22年分 95.6% 政治団体側の関係書類等の保存・徴取義務の履行について改善の傾向）。
- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	962 (前回852)	/
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	920 (前回779)	95.6% (前回91.4%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	8 (前回18)	0.9% (前回2.1%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	30 (前回46)	3.1% (前回5.4%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	4 (前回9)	0.4% (前回1.1%)

<参考> 調査対象の相違について

区 分	今 回	前 回
ア 12/31現在で国会議員関係政治団体であったもの	○	○
イ 解散日現在で国会議員関係政治団体であったもの	○	×
ウ 年の途中で国会議員関係政治団体を外れたもの	×	○

(参考)

- ① 上記(2)又は(4)により、「会計帳簿に記載不備があったもの」として報告されたものの大半は、「支出を受けた者の住所」に記載不備があったとされたもの。

(内訳)

・ 支出を受けた者の氏名	3件 (前回 5件)
・ <u>支出を受けた者の住所</u>	<u>9件 (前回 20件)</u>
・ 支出の目的	3件 (前回 7件)
・ 支出の金額	1件 (前回 1件)
・ 支出の年月日	0件 (前回 2件)

- ② 上記(3)又は(4)により、「会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」として報告されたものの大半は、領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出があったものとして、「領収書等亡失等一覧表」が添付されていたもの。

(内訳)

・ <u>領収書等亡失等一覧表の添付</u>	<u>31件 (前回 49件)</u>
・ 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費	2件 (前回 5件)
・ 当該団体に対して発行されたとは認められない名称 が領収書等のあて名に記載	0件 (前回 0件)

- ③ なお、主たる事務所以外の場所で監査を実施したものは、約2割 (前回並み)。

(内訳)

・ 主たる事務所で実施	78.3% (753団体) (前回 78.4% (668団体))
・ <u>主たる事務所以外で実施</u>	<u>21.7% (209団体) (前回 21.6% (184団体))</u>

2. 政治資金監査報告書の記載状況

- 今回提出された政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、必ずしも正確でない記載が見受けられたところ。
- これらの改善に当たっては、別途実施している都道府県選挙管理委員会分の調査の結果も踏まえる必要があるが、基本的には、本年8月に作成した「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用を促進するほか、「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的な実施や関係士業団体との連携を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行うなど、より精度の高い政治資金監査報告書の作成に繋がるよう注力。

3. 政治資金監査報告書の記載不備等への対応方針（案）

(1) あて名、監査人名等の記載

依然として、国会議員関係政治団体の正式名称の記載誤り、自署かつ押印の不備等の比較的軽微な不備が見受けられた。

○対応方針

「政治資金監査報告書チェックリスト」（平成23年8月作成）の活用を促進する(※1) のに加え、フォローアップ説明会(※2)の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携(※3)を通じ、正確な記載について周知徹底。

(※1) ホームページにより周知 (H23. 8)

研修テキストの増補版を作成し、登録政治資金監査人に配布 (H23. 12予定)

(※2) フォローアップ説明会不参加の登録政治資金監査人に対しても説明会資料を送付

(※3) 関係士業団体が主催する研修会の機会の活用 等

(2) 保存書類等の記載

政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や、用語の使い方について周知が徹底していなかったり、登録政治資金監査人の理解が必ずしも十分でなかったりすることにより、政治資金監査報告書の記載内容に齟齬が生じているものが見受けられた。

また、業務制限に関する記載をしていないものが見受けられたほか、会計責任者等に対する指導内容等に関する任意の記載がされているものが散見された。

なお、前回の調査で見受けられたような会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合の取扱いに係る不備（領収書等亡失等一覧表には、1件1万円を超える支出にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を記載する必要があるにもかかわらず、それが記載されていなかった等）の類は、今回の調査では見当たらなかった。

○対応方針

「政治資金監査報告書チェックリスト」（平成23年8月作成）の活用を促進するのに加え、フォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、報告事項に関する理解を促進し、正確な記載について周知徹底。

○検討事案

- ・ 重大な記載不備を繰り返す登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方。
- ・ 任意の記載（会計責任者等に対する指導内容等）について、どう考えるべきか。
- ・ 政治資金監査報告書記載例には、政治資金規正法の規定通りに従って、会計帳簿等の関係書類名を列記しているが、そのことによって却って記載誤りが生じている（特に「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」の使い方）と考えられるので、以下のように、政治資金監査マニュアルで提示している記載例の見直しを検討してはどうか。

政治資金監査マニュアルで提示している記載例

1 (1) (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

↓

見直し(案)

1 (1) (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

(3) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、下記の記載例のように、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、政治資金監査報告書に記載されていた例を見る限りにおいては、その理由が不十分と思われるものや、実施場所について具体の場所及び住所が併記されていないものが見受けられた。

政治資金監査マニュアルで提示している記載例

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実体について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

H23フォローアップ説明会で提示した記載例（主たる事務所以外で実施した場合）

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（東京都××区××町××番地）において行った。

○対応方針

フォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、主たる事務所で実施することを原則とした趣旨や、例外的に主たる事務所以外で実施することとした場合の理由等のあり方や記載ぶりについて、上記の主たる事務所以外で実施した場合の記載例を含めて周知徹底。

○検討事案

- ・理由について

「解散（事務所閉鎖）したため」を理由とするものについては、会計帳簿等の関係書類の紛失等防止の措置が十分に講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリングを通じて経常経費を含む事務所の運営実体について確認することを条件として、主たる事務所で行わないことができる例外理由に該当するものとしても良いのではないか。

- ・実施場所について

場所及び住所を併記する旨（上記の記載例）は、平成23年度のフォローアップ説明会資料で初めて明らかにしたところであり、今回の調査の対象となった政治資金監査報告書上それが併記されていなくても、やむを得ないか。

- 場所と住所を併記することを徹底するためには、政治資金監査マニュアルの改定についても検討すべきか。

（４）その他（領収書等を徴し難い事情）

徴難明細書に、政治資金監査マニュアルで例示している領収書等を徴し難い事情（以下、「徴難事情」という。）以外の理由が記載されているものが見受けられ、中には明らかに徴難事情には該当しないものもあった。

- ・「クレジットカード払いのため」
→口座振替の利用は徴難事情に該当する。
なお、利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うことも差し支えないとされている。
- ・「領収書等を慣例的に発行していないため（陣中見舞い）」
→事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合に該当するのか、必ずしも明らかではない（「陣中見舞い」が具体的にどのような性格のものなのかによる。）。
- ・「支部と折半で支払いのため」
→領収書等を分けて発行してもらうことも可能と考えられる。
- ・「紛失のため」
→明らかに、徴難事情に該当しない。

○対応方針

フォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、徴難事情の趣旨の徹底を図るとともに、具体の事案が徴難事情に該当するかどうかの判断がつかない場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底。